

第129回千葉県森林審議会森林保全部会の開催結果(概要)

1 開催日時

平成30年10月30日(火)

午後 1時30分から 5時05分まで

2 開催場所

千葉県森林会館(千葉市中央区長洲1-15-7) 5階 第1会議室

3 出席者

【委員】

福永健司委員(部会長)、佐山裕子委員、清宮敏子委員

【職員】

西野森林課長、堀口副課長 他

4 議題

(1) 審議事項

議案1「林地開発許可案件」について

(2) その他

5 審議結果

上記の議案1に係る第1号から第11号までの案件について審議がなされ、すべての案件について森林法第10条の2第2項各号に照らして妥当な計画であると判断された。

【主な意見】

○第1号案件 [(新規) 株新昭和による太陽光発電施設の設置]

- 委員：竹林や倒木のある残置森林を積極的に整備するよう指導できるのか。
- 事務局：大部分が竹林となっており、事業者の負担が大きいことから竹林として整備し、管理する。また、倒木は撤去し林内の空間ができるならば、改めて植栽を指導する。
- 委員：土地所有者は事業者か。
- 事務局：借地であり、土地所有者は複数名いる。
- 委員：借地の間は事業者が管理し、その後は土地所有者が管理することになるのか。
- 事務局：そのとおりである。
- 委員：以前は耕作地や人工林だったのか、過去の土地利用は如何か。
- 事務局：針葉樹が非常に少ない林となっており、現況からは判断しかねる。
- 委員：造成森林が少なく、残置森林が多い開発であることから、残置森林の維持管理にあたっては、台風などの気象災害を考慮して管理していただきたい。
- 事務局：太陽光発電事業であることから、パネルに影響のないよう維持管理を行っていくと思われる。
- 委員：樹種を選定する前に目標とする森林に関して事業者に指導していただきたい。
- 委員：少なくとも道路に接している残置森林については、整備していただきたい。
- 委員：防災面に関して特段問題はない。

○第2号案件 [(新規) 株秀栄による砂利採取]

- 委員：残置森林がスギとなっており、造成森林がヒノキとなっているが、何か理由があるのか。
- 事務局：土地所有者の要望でヒノキを選定している。また、近隣の開発地でも同様にヒノキが植栽されており生育がよい。
- 委員：残置森林については、特段、整備はしないのか。
- 事務局：行わない。スギ林として土地所有者が管理していく。
- 委員：この地域は砂利を含んだ層が分布しているとのことだが、古くに採取が完了し、植栽した樹木が生長した実績や事例はないのか。
- 事務局：過去にはクロマツが植栽された箇所があるが、最近ではヒノキの生育がよく、造成森林の樹種として選定されている。
- 委員：千葉県はヒノキが育つ土地なのか。
- 事務局：千葉県は杉のイメージが強いが、ヒノキも植栽されている。砂利採取で多く植栽されていたのはクロマツだが、この地域ではヒノキの活着がよいことから、土地所有者も要望している。
- 委員：造成森林だけでなく残置森林もきちんと管理していただきたい。
- 委員：残置森林の基準に関するだけでなく、素性或適正な管理について、目を向けていただきたい。
- 委員：赤道を生産物採取許可で掘削する計画だが、最終的に復元するのか。
- 事務局：道路として必要な幅を確保しており、復元する。
- 委員：造成緑地部分の小段がある箇所に赤道を残すのか。

事務局： そのとおりである。

委員： 表土を残すことはよいが、表土の乾燥や高く積み上げることにより腐敗することがあるので、事業者への指導をお願いしたい。

○第3号案件 [(新規) 共生バンク(株)による宿泊施設、レジャー施設の設置、工場、事業場の設置]

委員： 古くから計画されていた開発なのか、急に話があったのか。

事務局： 都市計画部門では数年前から話があった。

委員： 成田空港が滑走路を増やす計画と関連はあるのか。

事務局： そのような話は聞いていない。

委員： 成田空港の近隣で計画するという事は、ハブ空港としての利用を考えているのか。

事務局： 外国からの旅行者の宿泊を見込んで計画している。また、ショッピングモールは国内向けとして計画している。

委員： ホテルが4棟、ショッピングモール等の総合的な施設となり、人の出入りも多いので、残置森林について、美観等を考慮しながら維持管理していただきたい。

事務局： 現地調査の際に、きちんと維持管理するよう指導している。

委員： 造成森林の樹種としてコナラ等を選定しているが、道路脇は街路樹的な存在になるように見受けられ、ホテルやショッピングモール内・周辺でも造園的な植栽が行われると思われるので、適切な樹種選定・配置を考えていただきたい。

委員： 2年程度の計画期間で完了するのか。

事務局： 事業は土工事及び防災施設等の設置となることから、完了すると考えている。

委員： 施設を設置するための用地を造成するにあたっての林地開発許可ということか。

事務局： そのとおりである。用地造成にあたっての森林率や残置森林率を確保しており、用地の中については別の話となる。

委員： 道路脇の造成森林は森林率に含まれているのか。

事務局： 含まれている。

委員： 森林率としては周囲の森林として、道路脇は街路樹として選定した方がよいと思われる。

委員： 用地造成までで完了した後に施設の設計で植栽樹種を伐採することはあるのか。

事務局： 考えられるが、造成森林として残る箇所となる。

○第4号案件 [(新規) 日新ホーム(株)による住宅団地の造成]

委員： 切盛りは敷地内で完結するのか。

事務局： そのとおりである。

委員： 計画地が印旛沼に近く土地が低いと思われる。近年では、地震による液状化等の被害が発生しているが、この地域ではどうか。

事務局： 都市計画法に基づく宅地開発であり、防災等の基準は都市計画サイドの基準で設計されており、林地開発としても申請を受けている。

委員： 残置森林が一部分に集中しているのはなぜか。

事務局： 許可基準に沿った配置としている。

委員： 斜面地となっている残置森林の整備等は行うのか。

事務局： 現地調査で確認したところ、適正な密度であったことから行わない。
申請者から整備等を行う計画は聞いていない。

委員： 写真を見る限りでは林内は空いており、森林として良好な状態と思われる。

委員： 防災の基準等が都市計画サイドの基準になるとのことだが、今年の北海道の地震では沢筋を埋立てた箇所が液状化し、家屋が被害にあった。利根川近郊は埋立地が多いので、液状化対策は考えられていると思われるが、注意していただきたい。

○第5号案件 [(新規) ㈱ロジスティック・キャピタルによる工業団地の造成]

委員： 残置森林の配置の基準は第4号案件と同様に周囲に配置は不要なのか。

事務局： 残置森林となっていない箇所は、5条森林外となる。

委員： スダジイの保存木は残置森林に含まれているのか。

事務局： 含まれている。

委員： 残置森林に竹の侵入が見られないので残置森林としては、良い状態と思われる。

事務局： 残置森林の一部に若干ではあるが、竹の侵入が現地調査に際し確認された。

委員： 保存木に看板が掛けられているということは、見に行くための手段があるのか。

事務局： 階段が設置されている。

○第6号案件 [(新規) テス・エンジニアリング㈱による太陽光発電施設の設置]

委員： 無立木地を残置森林として扱い、補植して残置森林とすることに違和感がある。基準上は残置森林になると思われるが、残置森林は植栽されてから事業を実施するのか、最終的に植栽して残置森林となればよいのか、如何か。

事務局： 完了時点では植栽されている必要がある。

委員： 残土埋立てが過去に行われていたのであれば、事業完了時には植栽されており、植栽した形跡が見られると思うが、無立木地化している。前事業者と今回の事業者との間を補完する制度は整備されないのか。

事務局： 申請にあたっては、事業者から残置森林保全管理計画書が提出され、管理者を設定した上で適正な管理をすることになるが、事業完了後、事業者や土地所有者の管理となることから、県の手を離れるため難しい。

委員： 荒れていても木が生えていれば、残置森林として理解できるが、無立木地となっている状況では理解しがたい。どんなに荒れていても森林として確保されている状態から事業が開始されることが望ましいと思うので、指導や基準の強化をお願いしたい。

委員： 現状の基準では計画どおりの植栽が行われ、完了検査が済めば土地所有者等に土地が返ることとなる。よって、土地所有者等が手入れをしなければ荒れてしまう。

事務局： 森林経営管理法が成立し、森林所有者の責務が法律で謳われている。千葉県の場合には、土地所有者だけでは管理できない森林が多いことから、来年度から導入予定の森林環境譲与税で管理が必要な森林と判断される場合には森林所有者に変わって市町村が管理する。

林地開発許可は県が許可し、事業者や土地所有者に残置森林等の管理をお願いするが、市町村と協力して、必要な森林の保全管理について取

り組んでいきたいと思う。

委員： 森林所有者の責務であっても責務の強制や、強力な指導ではなく、あくまでお願いという認識でよいか。

事務局： 行政指導で管理をお願いすることはできた。森林経営管理法では、災害等を発生させる恐れがある土地に対して、土地所有者に市町村が変わって整備する等、新たな制度ができたことから、県と市町村が役割を確認し森林整備に取り組んでいきたいと思う。

委員： 今後に期待したいと思う。

委員： 無立木地化している森林に対する表現は現実に即した表現とはならないのか。

事務局： 基本的に土地を造成せずに残っている場所を残置森林とすることから、表現は変わらない。

事務局： 残置森林で補植の必要な箇所等が分かるよう表現を検討する。

委員： まだ詳細設計ではないと思われるので、補植箇所の確認や造成森林の植栽樹種の配置等、指導していただきたい。

委員： 排水に関して、他の案件では小堰堤やU字溝を設置していたが、設置しないのか。

事務局： パネル用地は傾斜しており、傾斜の上流側には植生土のうを念のため設置し、下流側にはU字溝を設置し、沈殿池を経由して浸透池に流入する。

委員： 浸透池の沈下等の影響はないか。

事務局： メーカーの製品であり、耐震設計、耐久性等は保証されている。

委員： 地下式浸透池は今後、他の案件での利用が予想されるのか。

事務局： コストがかかることからあまり利用されないと思われる。

○第7号案件 [(変更) ㈱ユニマツトリタイヤメント・コミュニティによる住宅団地の造成]

委員： この地域でマンションのような物を建設して人が入るのか。

事務局： 老人福祉施設(ケアマンション)となる。

○第8号案件 [(変更) ㈲京北資材による砂利採取]

委員： 市町村の意見として、造成森林の植栽樹種に関する記載があるが、市町村で樹種選定を指導する制度となっているのか。

事務局： 地域森林計画に記載されている樹種を市町村の意見として記載している。

委員： 今までの案件では植栽樹種に関する記載はなく、この地域が特別に指導しているのかと思った。

委員： 3工区の完了の状況は如何か。

事務局： 平成28年にクロマツが植栽され完了しており、植栽木は順調に成長している。

委員： 完了地があれば写真で紹介いただきたい。

委員： 3工区については、クロマツを植栽して完了しているが、今後は多様な樹種を植栽するのか。

事務局： 各工区で植栽樹種を検討している。今回拡大する工区については、スギ・ヒノキ・アカマツ・クロマツを植栽予定である。

委員： 表土の保管について、埋土種子が含まれている可能性があるので、注意していただきたい。

○第9号案件 [(変更) (有)柳瀬興業による砂利採取]

委員：採取事業について、法勾配や小段幅に関する基準はあるが、最大高に関する制限はないと思われる。本来は森林である場所を開発し、造成緑地となる部分が草地状態や、裸地に戻る可能性があるが、基準上は造成緑地もやむを得ないということか。

事務局：止むを得ないと考えている。

委員：今後、土木工学的な基準だけでなく、植栽や緑化に適した基準も検討し、総合的に判断してはどうか。

事務局：第8号及び9号案件については、現地で植栽の状況を確認している。

委員：長大法面を緑化している案件を存じているか。植栽と違い緑化されている状況の確認しにくい。

事務局：完了する際に検査を実施するので、その際には緑化状況を確認している。

事務局：現場条件等によるところが大きいので、現場に合わせた適正な緑化を指導していく。

委員：緑化した場所のモニタリングをしてみてもどうか。

○第10号案件 [(変更) FS Japan Project9 (同) による太陽光発電施設の設置]

委員：ゴルフ場が開業できないまま、土地だけが残っていたということか。

事務局：そのとおりである。

委員：環境の保全で様々な樹種が記載されているが、植栽の組み合わせ、場所に合った樹種の選定の指導をお願いします。

○第11号案件 [(変更) 日本メサライト工業(株)による岩石採取]

委員：岩質による法勾配の基準で計画していると思われるが、緑化は難しいと思われる。ただし、上手くいけばアカメガシワやヌルデなどが侵入し、現況と接している部分から徐々に植生回復が進むことも考えられるが、時間はかかると思う

○その他 (全体)

委員：森林課だけではなく、県全体として、都市開発や自然の保護等の全体プランの策定が必要と思われる。また、可能であれば、審議案件が県内のどの位置に該当するのか確認できる図面を作成していただきたい。

事務局：図面を作成する。